

大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項 (2024 年度二次募集)

I. 概要

派遣交換留学とは、東北大学の正規学生を対象とした、本学と大学間学術交流協定を結ぶ海外の大学（以下、「大学間協定校」という。）及び国際教育協会（IIE）の Global Engineering Education Exchange 加盟校（以下、「GE3 加盟校」という。）へ交換留学生として通常 1 学期～1 年間留学する制度です。留学先大学等では現地学生と共に科目履修又は研究等を行い、単位取得も可能です（留学先大学等で取得した単位の本学における認定については、各学部・研究科において取扱いが異なります）。また、授業料については、留学中も本学に納めますが、派遣先大学へ支払う必要はありません（一部の大学を除く）。なお、本募集においては派遣先国・地域の状況、また、派遣先大学、本学の判断により派遣を中止・中断する場合があります。

1. 留学先大学等

本募集における派遣対象大学及び派遣対象大学の語学要件等の派遣条件についてはグローバルラーニングセンターHPに掲載している「大学間学術交流協定校関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照してください。

URL: https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application_2024_2/

留学先大学等によっては、年度により本学からの交換留学生を受け付けない場合があります。また、交換留学の対象となる学問分野（学部・研究科等）や学年等に制限がある場合があります。その場合は、選考の際に他の留学希望大学等の希望順位を繰り上げることがあります。

- ※ 各学部・研究科で海外の大学と学生相互交流の部局間学術交流協定を締結している場合もありますが、それらの大学への留学希望者は、所属学部・研究科に問い合わせてください。
- ※ 大学間協定校、GE3 加盟校の一部は重複しています。重複する大学に応募する場合は、原則、大学間協定による「交換留学生」として申請します。
- ※ 「大学間学術交流協定校関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」に記載されている大学の語学要件において、各大学の語学条件等については、変更になっている場合があるため、必ずご自身で各留学希望大学の HP にて条件等を確認のうえ、応募してください。ご自身で調べた上で不明の場合、留学生課に問い合わせてください。語学要件を確認いたします。応募予定の大学についてのみ早めに問い合わせください。
- ※ 派遣先機関によっては、大学院生や特定の学部等が、交換留学の対象となっていない場合があるため、派遣希望大学にかかわらず、自身で確認のうえ、応募してください。

2. 派遣期間

2024 年度冬・春（通常 1 月～4 月）から 1 学期または 1 年間 ※各留学先大学等によって異なります。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

年	月	日 等	項目
2024 年	4 月	22 日（月）	応募受付開始
	6 月	中旬頃	応募書類提出期限【Ⅲ. 応募方法 2 参照】
	7 月	上旬	一次選考：書類審査
		10 日（水）～12 日（金）	二次選考：面接
		下旬	学内選考合格者決定
		下旬～（随時）	留学希望大学等への申請
10 月	3 日（木）18:30～	第 1 回オリエンテーション	

	11月	7日(木) 18:30～	第2回オリエンテーション
	11月	28日(木) 18:30～	第3回オリエンテーション
		出発前まで随時	留学希望大学等から選考結果の受領
2025年	10月	～随時	事後報告会(2025年9月までの帰国者対象)
2026年	5月		事後報告会(2026年4月までの帰国者対象)

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とします。

(1) 本学の正規学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優秀な者

※学部・研究科によっては、留学開始時に在籍する課程を留学中に卒業・修了し、次の課程に進学することを許可しない場合があるため、予め所属学部・研究科に確認のうえ応募してください。(例：留学中に学士課程を卒業し博士課程前期の課程に進学する場合)

(2) 留学希望大学等において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うために十分な語学能力がある者【下記「2.語学要件」参照】

2. 語学要件

語学要件は派遣希望大学等における指導言語毎に設定されています。選択した指導言語で、十分な授業科目数が開講され、希望する科目の履修が可能であるかも含め、派遣希望大学のホームページ等で確認のうえ、下表により判断してください。

留学希望大学等における指導言語	語学要件 ※以下、指導言語毎に記載の要件を学内応募までに満たすこと。
英語	<p>① TOEFL ITP[®] 500, TOEFL iBT[®] 61 又は IELTS 5.5 以上のスコアを 2023 年 5 月 1 日以降に取得していること。(学内要件)</p> <p>② 留学希望大学等が上記の学内要件より高い語学要件を定めている場合は、上記のスコアではなく留学希望大学の語学要件を満たすこと。</p> <p>※【注 1】【注 2】【注 3】【注 5】【注 6】【注 7】</p>
英語以外	<p>① 語学検定試験等により本学で本交換留学プログラム応募時の語学要件として定めた「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」に照らし A2 相当以上を取得していること。</p> <p>② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。</p> <p>※【注 3】【注 4】【注 5】</p>

注1. TOEFL ITP[®], TOEFL iBT[®]及び IELTS 以外の英語能力試験 (TOEIC[®]、英検等) による応募は一切認めない。(TOEFL iBT[®]テストにおける MyBest[™]スコアも認めない。)

なお、TOEFL iBT[®] Home Edition 等のオンラインテストのスコアについては大学により受付可否が異なるため、テスト実施機関のウェブサイトや留学希望大学のウェブサイト等により受付可否を確認すること。

注2. 留学希望大学等が語学要件を定めていない場合に限り、「①英語」-①に記載する期間に取得したスコアを有しない場合であっても、2021年5月1日～2023年4月30日の期間に記載の条件を満たすスコアを取得しており、応募時点において、所属する部局の長(学部長、研究科長)により記載の条件を満たすスコアを有するとみなせる者と認められる場合は要件を満たしたものとして取り扱う。※詳細は、所属部局担当係に確認すること。

注3. スコアに有効期限が定められた試験の場合、2023年5月1日以降に取得したものであること。

注4. 下記のいずれかの場合、留学希望学生が本学にて当該指導言語の講義等を担当する教員が発行する「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) に照らし A2 相当以上の語学能力を有している」旨の書面を、他の応募書類とともに提出すること

で、応募を可能とする。

- ・ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語を指導言語とし学内応募時に注 3 のスコアを有しない場合
- ・ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語以外を指導言語とする場合

※東北大学が設定する本交換留学にかかるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）学内基準

URL : <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/cefr/>

注 5. 留学希望大学等の語学要件等についてはグローバルラーニングセンターHP に掲載している「大学間学術交流協定校交換留学関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照すること。

URL : https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application_2024_2/

注 6. 学内の TOEFL ITP[®]の試験を 2024 年 5 月 29 日(水)に実施する予定なので、受験を希望する学生は下記 URL より詳細を確認のうえ、申込、受験をすること。結果が返却されるまでには 2 週間かかるので、留意すること。

URL : https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/language/schedule/toeflitp_glc/

注 7. 学内で実施する TOEFL ITP[®]テストは諸事情により実施されない場合があるため、実施されない場合に備え、自身で語学要件を満たす準備を進めること。

3. その他の条件

- (1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- (2) 授業履修などのやむを得ない場合を除き、事前オリエンテーション 3 回、事後報告会の全てに参加すること。
- (3) 本学の定める海外旅行保険に加入すること【V.留学経費等（4）海外旅行保険参照】。
- (4) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること【VI.その他（11）日本出発日及び日本帰国日について】。

Ⅲ.応募方法

1.応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 派遣交換留学生候補者調書	所定	記入例を 必ず 確認のうえ作成すること。 ※成績評価係数算出表について、成績証明書に記載のない D 評価も含めて計算してください。
② 指導教員/担任等の推薦状	所定	指導教員/担任等の 署名 が必要。
③ 学業成績証明書	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。なお、他大学等の成績表を提出する場合は、当該大学の成績評価基準を示す資料も合わせて提出すること。
④ 語学能力証明書の写し	-	留学希望大学等に応じた要件を満たしていることが証明可能なスコアシート等。 ※第 1～5 希望の留学希望大学等で語学要件が異なる場合は、それぞれについて要件を満たすことを証明するものが必要。 ※スコアに有効期限が定められた試験の場合、2023 年 5 月 1 日以降に取得したものに限り。 ※語学要件達成に必要な語学スコアのみ提出すること。
所属する部局の長の推薦書	所定	前項「II.応募条件 2.語学要件」の①注 2 に該当する場合に限り、語学能力証明書の写しと併せて提出。※所属部局担当係が作成。
語学担当教員の書面	任意	前項「II.応募条件 2.語学要件」の②注 4 に該当する場合に限り、語学能力証明書の写しに代えて提出。

⑤ 派遣交換留学誓約書	所定	署名済みの誓約書のデータを提出し、原本は各自保管しておくこと。 なお、署名を行う保護者等は以下のとおりとすること。 ※日本人学生：成人した家族または親戚 留学生：成人した家族、親戚または指導教員
-------------	----	--

【様式ダウンロード】

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成すること。

➤ https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application_2024_2/

【提出書類作成上の留意事項】

- ①についてはエクセルデータ、②～⑤については PDF 等のデータで提出すること。
- 作成すべき当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

応募書類を所属部局（学部・研究科又は学科・専攻）担当係宛てにデータで提出すること。

(3) 応募書類提出期限

学部・研究科により異なるので、必ず所属の学部・研究科（学部・研究科又は学科・専攻）担当係に確認すること。

※提出された個人情報、選考及びプログラムの実施の目的にのみ使用します。

IV.選考・結果通知

(1) 一次選考：書類選考

一次選考については合否結果の連絡はしません。二次選考の有無についてのみ、留学生課から応募学生に学務情報システムにて連絡します。

(2) 二次選考：面接選考

上記のとおり、一次選考後、二次選考の有無について学務情報システムより通知いたします。

面接選考の日程に関しては 7月上旬 に連絡予定です。

※今回の応募について、2023年7月1日（土）～2024年5月31日（金）の期間に、グローバルラーニングセンター教員による留学アドバイジング【VI.その他（1）参照】（オンラインでのアドバイジングを含む）を受けている者については、二次選考を免除する可能性があります。

※面接選考は対面で行う予定です。

【参考】各選考における評価のポイント

- ①留学の目的及び動機
- ②授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③異文化適応能力
- ④問題解決力
- ⑤語学力及び学業成績

(3) 学内選考の結果通知

2024年 8月上旬（予定） に、所属部局担当係を通じてお知らせします。

V.留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。留学先国・地域によっては日本よりも物価・生活費が高額となる場合がありますので必ず確認のうえ応募してください。

(2) 授業料

大学間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、原則、協定校からは授業料は徴収されません。（ただし、大学によっては授業料、申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります）なお、留学期間中も本学の授業料は納付する必要がありますので留意してください。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記を参照してください。

➤ 奨学金情報：<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/scholarship/>

※奨学金については学業成績や国籍等の受給条件が定められている場合があるため留意してください。

※留学に際し、奨学金に採用されるとは限りませんので、奨学金に採用されない場合でも留学できるよう事前に留学先国・地域における物価等を調べる等して留学計画を立ててください。

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、留学期間にかかる全ての海外滞在期間について「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下、「付帯海学」という。）への加入を必須としています。なお、加入の保険料は留学生本人の自己負担となります。

※付帯海学は大学が認めている留学期間のみ加入が可能となっておりますので、必ずこの期間での加入申請をお願いいたします（※渡航期間の詳細は VI.その他の項目(10)をご参照ください）。なお、付帯海学は必ず現地到着日ではなく日本を出発する日から、日本に帰着する日までの日程で加入してください。

➤ 付帯海学：https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI.その他

(1) 留学アドバイジング

海外留学プログラムや留学に関する様々な疑問に、国際経験豊かなグローバルラーニングセンター教員がお答えしますので、積極的に活用してください。なお、【IV.選考・結果通知(2)二次選考：面接選考】にも記載のあるとおり、指定の期間内に留学アドバイジングを受けた応募者については二次選考を免除する可能性があります。

➤ 留学アドバイジング：<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/advising/advising-sa/>

(2) 派遣希望大学の選択

- 「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】には、派遣希望大学等を最大第 5 希望まで記入してください。応募書類提出期限後の追加・変更は受け付けません。
- 第 1 から第 5 希望まで、いずれも学内応募時に所定の語学要件を満たしている必要があります。満たしていない大学等については、派遣対象としませんので派遣希望大学の語学要件をよく確認して応募してください。
- カリフォルニア大学を希望される場合は、必ず第 3 希望までキャンパスを記入してください。
- 第 1 から第 5 希望の全てについて、HP 等で履修可能な学部・研究科や専攻、開講授業（非英語圏の留学希望大学で英語での科目履修を希望する場合、英語で十分な数の授業科目が開講されているかの確認を含む）、出願要件等を調べた上、志望動機に沿う大学を選択してください。なお、開講授業については、希望の学部・研究科の入学許可が得られても、派遣先大学の状況により希望の授業を受けられない場合もあります。
- 学内選考では、派遣希望大学等として記入のあった大学等に対してのみ審査を行います。希望の大学等から順に審査を行い、「学内選考合格」となった 1 校に対して交換留学の申請をします。応募書類提出後の派遣希望大学の変更は受け付けられませんので、希望大学をよく検討の上、確実に留学できる大学のみ記入してください。
※申請方法等の詳細は別紙「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】の記入例を参考にしてください。

(3) 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- 1 派遣希望大学等の入学許可が得られなかったとき

- 2 派遣開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- 3 健康を害し留学が困難となったとき
- 4 派遣希望大学等の募集人員が減ったとき
- 5 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- 6 派遣交換留学に関する本学の指導に従わなかったとき
- 7 その他、本学が派遣を適当でないと判断するとき

(4) 派遣希望大学等における受入れ可否、および所属学部や研究科等の決定

原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行います。派遣希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。派遣希望大学からの入学許可をもって、派遣交換留学生としての身分が決定します。

(5) 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

大学院学生で、アメリカ合衆国の大学の博士前・後期課程に留学希望する学生は、GRE (Graduate Record Examinations)の受験が必要となる場合があります。

(6) 要語学指導対象

学内条件である TOEFL ITP® 500, TOEFL iBT® 61 又は IELTS 5.5 以上もしくは留学先希望大学の語学要件を満たしており、学内選考に合格しても、以下のスコア未達の学生については要語学指導対象となります。

以下、要語学指導対象学生となるスコア-

TOEFL ITP® 530, TOEFL iBT® 71, IELTS 6.0 未達の学生

(7) 協定校又は国・地域における保険加入

派遣先大学又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「V. 留学経費等(4)海外旅行保険」に記載の「付帯海学」と合わせて加入する必要があります。なお、付帯海学の補償内容が派遣先大学の求める補償内容を満たしうる場合は、派遣先大学又は国・地域が指定する保険への加入が免除される場合があります。(免除を希望する場合、学生本人が派遣先大学の担当者に直接相談する必要があります。)

(8) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI.その他 (3) 合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害、感染症・疫病の流行等の不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合等、理由を問わず、派遣前・中・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

(9) 感染症等への対応

世界各国における感染症の感染状況や社会情勢等により、大学が交換留学による海外渡航を許可する条件等に変更が生じる場合があります。また、交換留学による海外渡航に必要な手続きや提出書類が新たに生じる場合があります。

(10) 日本出発日及び日本帰国日について

日本出発日は原則、留学開始学期の授業開始日の前日以前 10 日間以内の日付である必要があります。また、帰国日は原則、留学最終学期の授業終了日(期末テスト等最終日)の翌日以後 10 日間以内の日付である必要があります。留学最終学期の授業終了日（期末テスト等最終日）の翌日以後 10 日間に速やかに帰国するようにしてください。※研究等 10 日間を超える正当な理由がある場合は、所属部局にご相談ください。

日本出発日と日本帰国日については、原則として以下の日程とする必要があります。

日本出発日：留学開始学期の授業開始日の前日から数えて 10 日間以内の日付

日本帰国日：留学最終学期の授業終了日(期末テスト等最終日)の翌日以後から 10 日間以内の日付